

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第11回）」
議事要旨**

○日時

令和5年9月26日（火）14時00分～16時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大貫裕之委員、興津征雄委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 菅弘史郎部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

- （１）残された論点について
- （２）第2次取りまとめ（案）

委員からの主な意見は以下のとおり。

- （１）残された論点について

論点１：事業譲渡等の計画内容の変更があった場合の取扱い

- ・ 協定上の地位が譲渡人から譲受人へ引き継がれるかは契約法の規律による。特段の意思表示なくして当然に法的に引き継がれる場合は、譲受人が協定上の義務を負うことを説明会において宣言・確認する必要。法的には当然に引き継がれない場合、譲受人が住民・自治体との間で新規の協定を締結することが考えられるが、事業者の意思の任意性が確保されることが大前提。新規協定を締結しない場合はその旨を説明会で説明。新規協定を締結しなかったこと等をもって事業者が不利益な取り扱いを受けることのないよう。
- ・ 事業譲渡等の契約書締結後（又は公表後）に説明会実施とあるが、譲渡等に係る対価の支払との先後関係は。契約が履行されないリスクについてどう考えるか。
- ・ 「事業譲渡」には会社分割等による事業承継も含まれるか。また、協定上の地位の承継につき、当事者の意思に基づくか否かは法的構成によるとの理解。いずれにせよ同意を要件にしないことについては賛同。一方、協定上の義務を承継又は新規協定を締結することにつき事業者の誠実な対応が望まれることをガイドライン等で明確化してはどうか。
- ・ 実質的支配者該当性の判断は運用面で措置していく必要。また、パネル出力増について、周辺地域への影響が一定程度あり得る場合は説明会が必要との方針に賛同。累計増加分を確認し説明会逃れを防ぐ規律ぶりについても賛同。全体を通して、「走りながら考える」という前提があると思うが、事業者負担や行政コスト・事務量が問題化した場合には、適切に見直すことを含め丁寧に補足されたい。

論点 2：入札対象案件の場合の説明会等の開催時期

- ・ 入札の競争性への影響を与えないことへの留意については重要。特定の入札に参加することを明示しない等、競争性への影響を与えない観点から、適切な説明内容については検討いただきたい。

<事務局>

- ・ 協定上の地位承継については、契約法の規律があることは大前提。その上で、協定の承継や住民の要望を踏まえた変更についての説明会での説明と齟齬があり、虚偽説明であったことが判明した場合は、再エネ特措法上の対応を行うこととなる。丁寧な説明を行うことが求められること等について、ガイドラインにおいて可能な範囲で示すことを検討していく。
- ・ 譲渡等の対価支払いについて、契約内容次第であるが、対価の支払いを条件として契約効果が発生する場合は、対価支払い等条件が成就しない限り変更認定をしていない。契約状況も踏まえて個々の事例について丁寧に対応していく。
- ・ 事業譲渡以外の取引形態についても説明会逃れがないよう対応を検討していく。
- ・ 入札実施前の説明会について、例えば環境アセスメントの対象案件では、一定の情報が入札前に開示される実態があり参考になる。競争への影響には留意しながら、必要に応じてガイドラインに具体的な記載を行っていく。
- ・ 事務局として走りながら考えているという御指摘はそのとおり。パブリックコメントや実例の蓄積も踏まえ、適切な見直しを行っていく。引き続き本WGにおいて継続的な議論を賜りたい。

(2) 第2次取りまとめ(案)

- ・ 「周辺地域の住民」の範囲における定量基準、電気事業法や再エネ特措法の「分割の判断基準」、「事業譲渡等の計画変更時の設備容量の変更要件」、電気事業法の「使用前自己確認における変更工事の要件」等、他法令も含めると、対応する上で事業者は複雑な要件を理解する必要がある。関係省庁・部局とも連携して、要件の整理や周知をお願いしたい。
- ・ 特に、今後、発電事業の集約化や長期的かつ適切な事業者へ受け渡していくことの妨げとならないよう、様々な事業ケースが考えられることから、実態把握を継続的に行之、緩急をつけながら、不断の見直しをお願いしたい。
- ・ 認定手續厳格化の対象となる許認可は、FIT/FIP 認定申請に先立って再エネ業務管理システム等への仮登録を求めることとなると理解。こうした情報共有は、関係省庁・自治体の情報共有をスムーズにし、課題の早期発見につながるため大変よい取組み。他方、農地法の許可、森林法（保安林解除）、自然公園法の許可など再エネ事業に必要な許認可は様々あり、こうした許認可も仮登録対象とし、情報共有・一元化を進めることは、許認可申請の円滑化、期間短縮化に向けて有意義。行政手續法や条例に定める、複数の行政庁が関与する処分に関する審査の効率化、促進にも資する。
- ・ 更に、再エネ事業の実施場所に隣接する土地建物の所有者にも説明会を周知するため、システムを活用して説明会の開催案内の情報提供を求めることとしていることを踏まえれば、仮登録について、説明会の開催案内の情報提供をリンクさせることも重要。
- ・ 行政手續法や行政手續条例を遵守することや、事業者の任意意思を法的根拠なく抑圧しないことも大前提。当然すぎるため明文で書き込まれていない部分もあるが、当然遵守していただくとの理解のもと、賛同したい。
- ・ 温対法との関係については、今後検討すべき事項について適切にまとめて頂いていると理解。今後是非検討をお願いしたい。
- ・ 事業者が十分な情報提供を行うことが重要であり、これを促進する基盤の整備が必要。説明会の開催情報数値に当たって、エネ庁のシステム活用が考えられるが、仮に該当する発電設備について所有者への別途の周知方法があったり、該当者がいない場合であったりしても、全ての場合についてシステムを活用した情報提供を求めるのか。
- ・ 説明会概要報告書の提出・公表についてもシステムを活用することは重要。報告書の公表について、同様に情報システムの活用を予定しているのか。
- ・ 再エネ海域利用法の適用事業の扱いについて、異論ない。協議会を介して説明会で求められる取組みを果たしていくという点、ガイドライン等で是非明確化いただきたい。
- ・ 虚偽説明により認定取消しとなり得るとあるが、例えば譲受人が住民・自治体と新たに協定を締結する場合、その内容が締結プロセスの中で説明会での説明内容と変わることがあり得る。認定取消しの要件や場合分けについて、今後詳細を御検討し、明確化いただきたい。

<事務局>

- ・ 関連手続の連携については、事業者に分かりやすく周知していく。
- ・ 自治体との連携強化につき、一部の許認可については FIT/FIP 認定申請前に取得を求めることとした関係で、これら許認可について、FIT/FIP 認定申請よりも早期の段階でシステムへの紐づけを行っていくことを例示。一方、説明会の開催案内についてもシステム活用を検討しており、説明会の中で、関係する許認可について説明を求める場合もあることを踏まえ、システムを一つのプラットフォームとしながら、効率的・効果的対応を追及していく。
- ・ 所有者の特定は困難であり、事業者が想定し得ない所有者が存在する可能性も踏まえ、全事業者との関係でシステムでの説明会の開催情報を掲載することが必要。
- ・ 説明会概要報告書公表について、システム改修の中で、説明会開催情報の提供と可能な限り一元的に整備していく。
- ・ 虚偽説明の有無は再エネ特措法の観点を整理していく。いずれにしても場合分けも含めガイドラインへの記載は工夫をし、事業者が具体的な行動をとれるよう整備をしていく。
- ・ 本日のご意見は、委員長とも相談し必要に応じて取りまとめ（案）へ反映した上で、パブリックコメントにお諮りすることとしたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365